池袋駅周辺地域再生委員会第12回交通検討部会【附属資料】

目次	
	Page
1. 歩行者交通量調査の実施結果	1
2. 南北区道・サンシャイン通りに誤進入する車両の把握及び対策	4
3. ニッセイ池袋ビル裏への貨物車専用駐車マス設置	6
4. 荷さばきルール関連施策の活動報告	7
5. としま区民センター共同荷さばきスペースの利用状況	12
6. 駐車場地域ルールの活用による共同荷さばきスペースの整備について	14
7. 池袋駅東口地区における貨物車専用「駐車可」規制の試験実施について(案)	15

令和6年(2024年)3月25日 豊島区 都市整備部 都市計画課

1. 歩行者交通量調査の実施結果

●調査内容

南北区道、サンシャイン通り、サンシャイン 60 通り、グリーン大通りの歩行者交通量を観測した。

●調査日及び調査時間

調 査 日:【平日】2023年11月14日(火) 【休日】2023年11月11日(土)計2日

調査時間:8:00~20:00(12時間)

●観測項目

調査断面を通過する歩行者・自転車の人数及び台数を方向別・時間帯別に計測した。

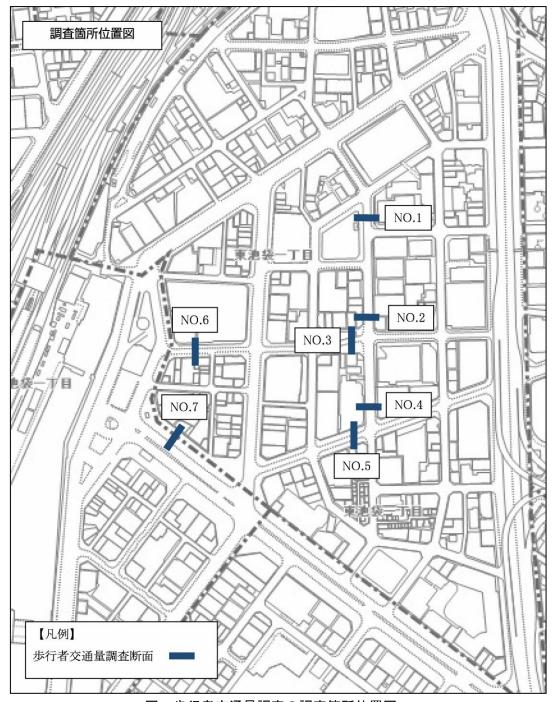


図 歩行者交通量調査の調査箇所位置図

<南北区道、サンシャイン通り、サンシャイン60通りの歩行者交通量の経年変化>

- ・2020 年、2021 年、2022 年は、新型コロナウィルス感染拡大の影響により歩行者交通最が減少していると推定される。なお、2020 年は雨天の影響で歩行者交通量が好天時よりも少なく観測されている。
- ・いずれの影響下においても、サンシャイン 60 通りでは減少幅が大きいが、南北区道とサンシャイン通りはそれほど減少していない。
- ・2023 年(R5 年) では、各地点とも新型コロナウィルス感染拡大の影響から歩行者交通量は回復してきており、サンシャイン 60 通りでは新型コロナウィルス感染拡大前の 90%程度の交通量となっている。南北区道とサンシャイン通りについては新型コロナウィルス感染拡大前より(2017 年-2023 年比) 交通量が増加している。

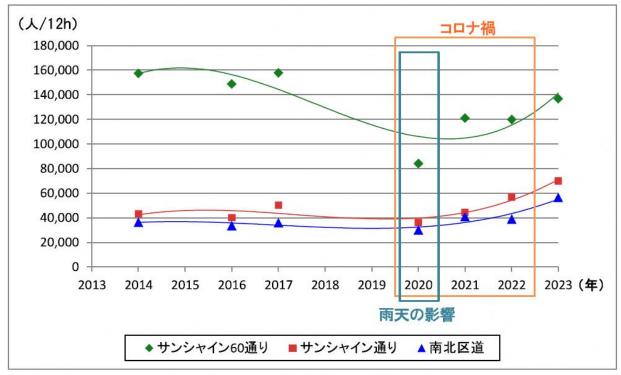


図 1-3 歩行者交通量の経年変化

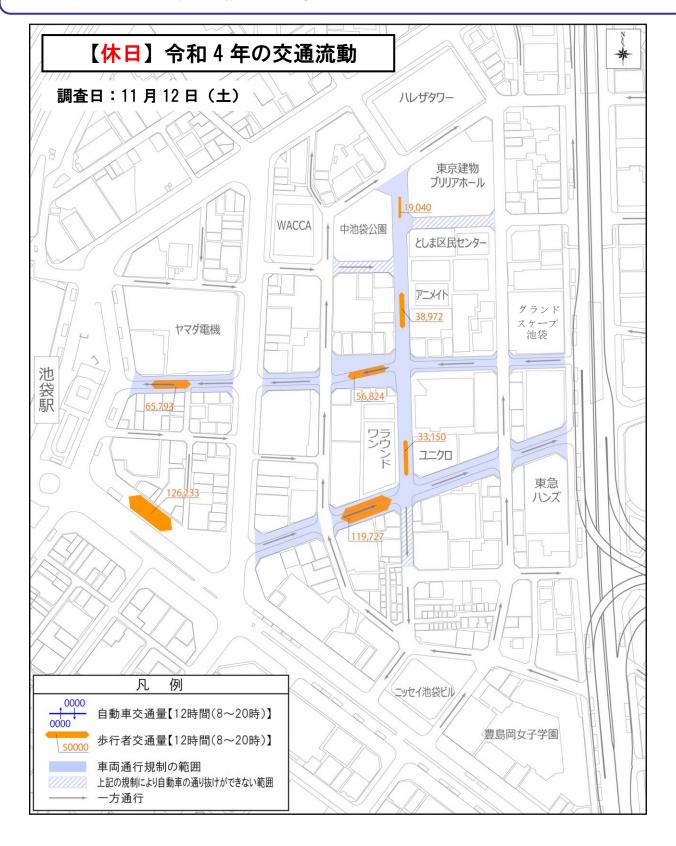
<調査日>

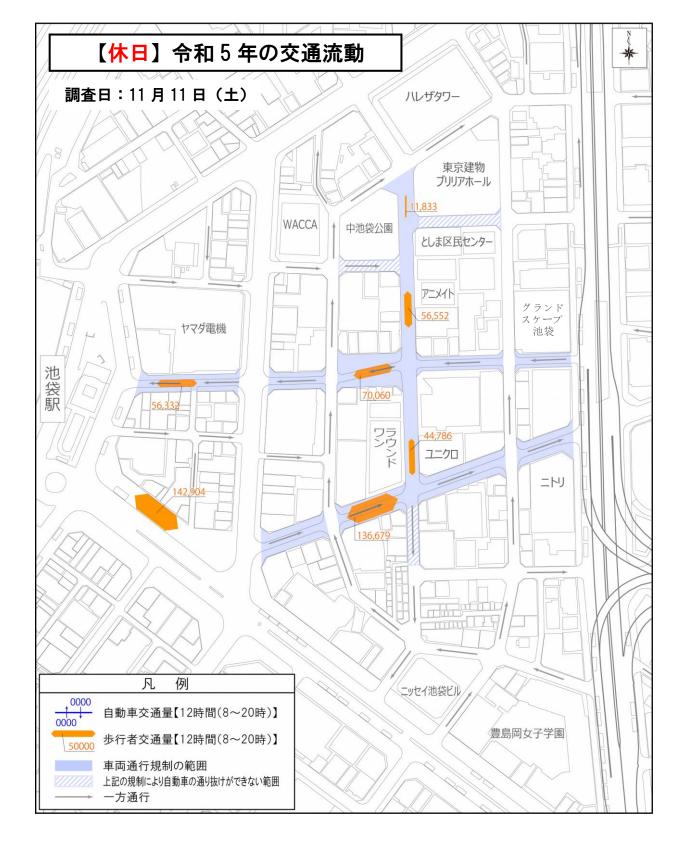
2014年(平成26年) : 7月6日(日) 2016年(平成28年) : 12月4日(日) 2017年(平成29年) : 11月25日(土) 2020年(令和2年) : 12月5日(土) 2021年(令和3年) : 10月23日(土) 2022年(令和4年) : 11月12日(土) 2023年(令和5年) : 11月11日(土) ※調査時間帯は、全て8時~20時の12時間

1

1)休日の歩行者の交通流動(昨年度との比較)

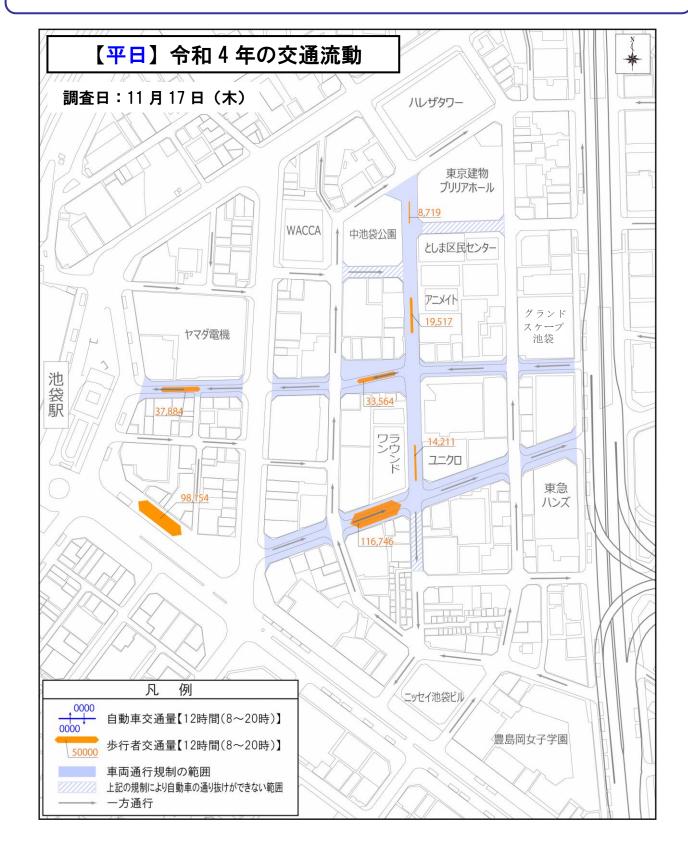
- ・南北区道は、ブリリアホール前の断面で減少しているが、その他の断面では35~45%と大きく増加している。
- ・サンシャイン通りは、ヤマダ電機前では14%減少しているが、東側では23%増加している。
- ・サンシャイン 60 通りは、14%増加している。

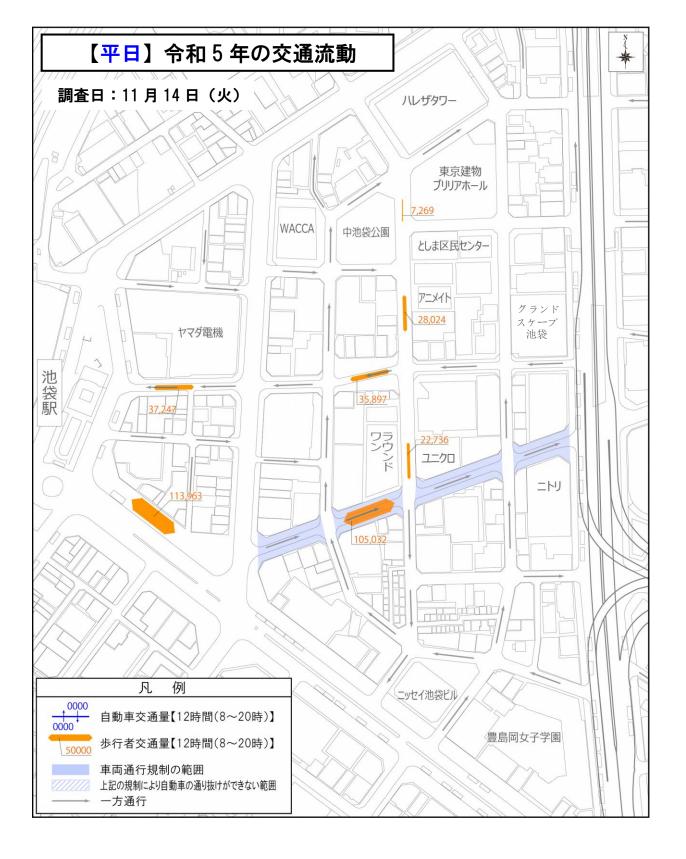




2) 平日の歩行者の交通流動(昨年度との比較)

- ・南北区道は、ブリリアホール前の断面で減少しているが、その他の断面では40~60%と大きく増加している。
- ・サンシャイン通り、ヤマダ電機前は前年と同程度であり、東側は7%増加している。
- ・サンシャイン 60 通りは、10%減少している。





2. 南北区道・サンシャイン通りに誤進入する車両の把握及び対策

1)検討の概要

- ・としま区民センターの裏(東側)の道路を南下すると、一方通行の出口と車両通行禁止規制(サンシャイン通り)により<u>袋小路になってしまう</u>(以前からの課題)。このため昨年度の時点で、<u>その車両がサンシャイン通りに流入し、その一部の車両が南北区道に流入する状況が生じていた</u>。
- ・そこで、右図のとおり対応策(バリケードの設置及び法定外案内看板の設置)を実施した。(令和 2 年末の実施内容をふまえて令和 5 年に追加実施)
- ・<u>この対策の効果を確認するため、交通量調査を実施し過年度の調査結果と比較</u>した。また、サンシャイン通りに誤進入した車両の流動状況をナンバープレート調査により確認した。

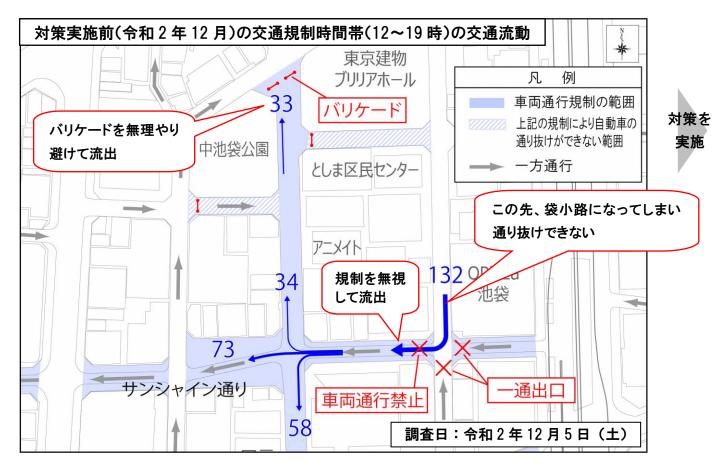


図 サンシャイン通り・南北区道に流入する車両の流れ【対策実施前の状況】



図 南北区道・サンシャイン通りに誤進入する車両への対応策

2) 令和5年度追加対策の効果分析

- ・対策の効果の確認は、対策実施前と対策実施後の交通量を比較し、誤進入する車両が減少したかを把握した。
- ・対策実施前と対策実施後の交通量は以下に示すとおりである。
- ・としま区民センターの裏(東側)の道路を南下してサンシャイン通りに流入する車両は、 対策実施前の令和2年の132台/7時間に対して、対策実施後の令和5年は15台/7時間と 大幅に減少した。

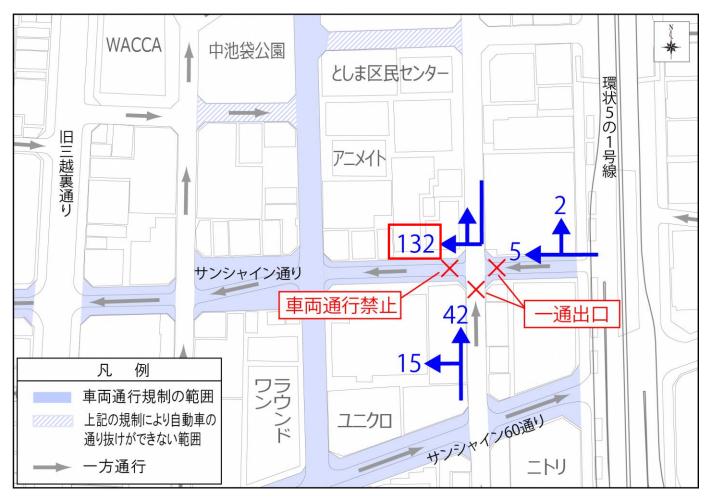


図 令和2年:対策実施前

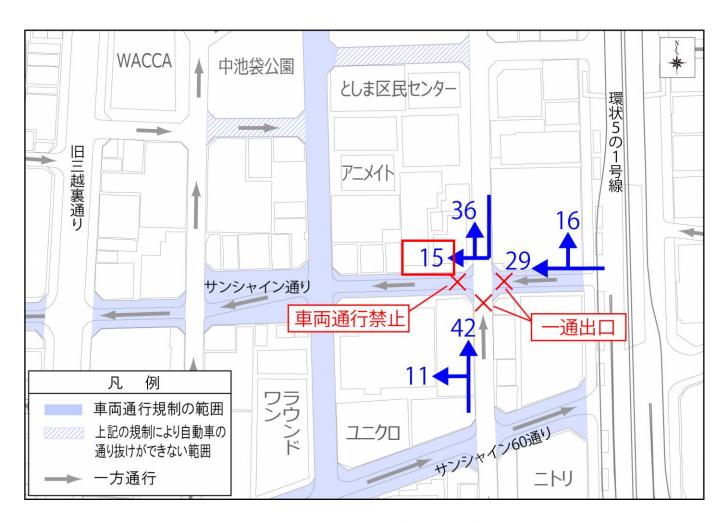


図 令和5年:対策を追加で実施後

3. ニッセイ池袋ビル裏への貨物車専用駐車マス設置

●実 施 概 要:ニッセイ池袋ビル北側の区道上において、新規に貨物車専用駐車マスを設置した。

●実 施 目 的: サンシャイン 60 通り南側エリアでの貨物車用駐車施設が不足し、路上駐車が発生

していた。そのため、貨物車の路上駐車対策及び通行人の歩行環境改善のため設置。

●設 置場所: 東池袋 1 丁目 24-1 地先

●設 置 数:2台分

●運用開始: 2024年2月3日(土)~

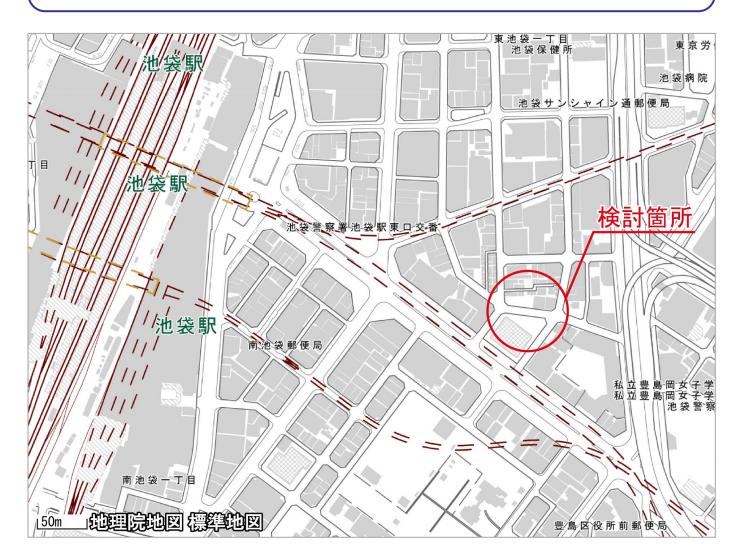


図 ニッセイ池袋ビル裏 貨物車専用駐車マス位置図



図 設置前



図 設置後



図 設置後(貨物車専用駐車マス)

4. 荷さばきルール関連施策の活動報告

(1)荷さばきルールの啓発活動

1) 啓発活動の概要

●実施目的と実施内容

昨年度と同様、路上駐車の抑制及び荷さばきルールの周知のため、荷さばきルール適用エリア内で路 上駐車している荷さばきドライバー等への声掛けやチラシ配布等を実施した。

●実施日時・令和 5 年 11 月 18 日(土)14:30~15:30、11 月 25 日(土)13:30~14:30 の計 2 日

●参加団体

11月18日 (土)	11月25日 (土)
サンシャイン通り商店会 (2名)	池袋東口本町会
一般社団法人 東京都トラック協会	池袋東口美観商店会(2名)
ヤマト運輸株式会社	佐川急便株式会社
株式会社アニメイト	日本郵便株式会社 豊島郵便局
東京建物株式会社	日本郵便株式会社 池袋駅前郵便局
一般社団法人 全国清涼飲料連合会	日本郵便株式会社 池袋サンシャイン通り郵便局
株式会社ユニクロ 池袋サンシャイン60通り店	栄真株式会社
公益財団法人 としま未来文化財団	株式会社ローソン
	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
豊島区都市計画課 4名	豊島区都市計画課 4名
合計 1 3 名	合計 14名

●実施状況(駐車状況詳細は次項以降)と参加者のコメント

○11/18(土) チラシ配布 17件

- ・昨年度に比べると路上駐車の車は少ないように感じた。
- ・昨年度に続き、やはりニッセイ池袋ビル裏には路上駐車が連なっていた
- ・荷さばき車両だけではなく土曜日なので引っ越し業者の車がある
- ・としま区民センターとブリリアホールの間にファミリーマートへの配送車が止まっていたので声をかけた ら共同荷さばきスペースの登録事業者だったが、ドライバー自身が知らなかった。
- ・WACCA 池袋裏の旧三越通りはこの日の路上駐車はなし。
- ・WACCA 池袋と中池袋公園の先に集配所があるので集配所の駐車場に空きがないと路上駐車して荷さばきをおこなっていた。

○11/25 (土) チラシ配布 10 件

- ・18日に比べて少なく感じた。逆に人が多い印象。
- ・ニッセイ池袋裏はこの日は、路上駐車なし。
- ・ニッセイ池袋裏の荷さばきができるパーキングがなくなり、困っているとの声あり。
- ・今後できるロクマルゲート IKEBUKURO の共同荷さばきスペースについても、委員の方は興味を示していたがドライバーがそこを利用するともっとも人が多いサンシャイン60通りとサンシャイン通りを通らなくてはいけないので難しいとの声があった
- ・ビックカメラの駐車場に入る箇所にも入庫待ちの荷さばき車両(佐川急便)が順番待ちでいたが、荷さば きルールについては認識しているとのこと。声かけしたところ、荷さばきスペース利用申請者だったが、 区民センター利用者が同スペースを利用予定の為、使用不可と言われたとのこと
- →区民センター、都市計画課で共有の上、対策協議中

●今後の対応方針について

- ・継続的な活動により、参加者も増えており、ルールの認知度向上にも寄与している。
- ・今後も本活動を継続して実施していく。



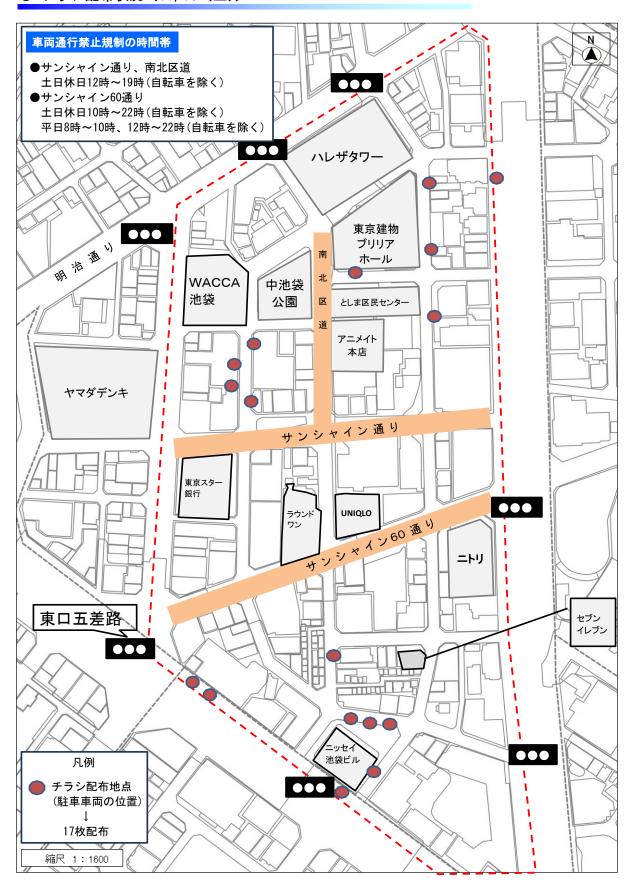




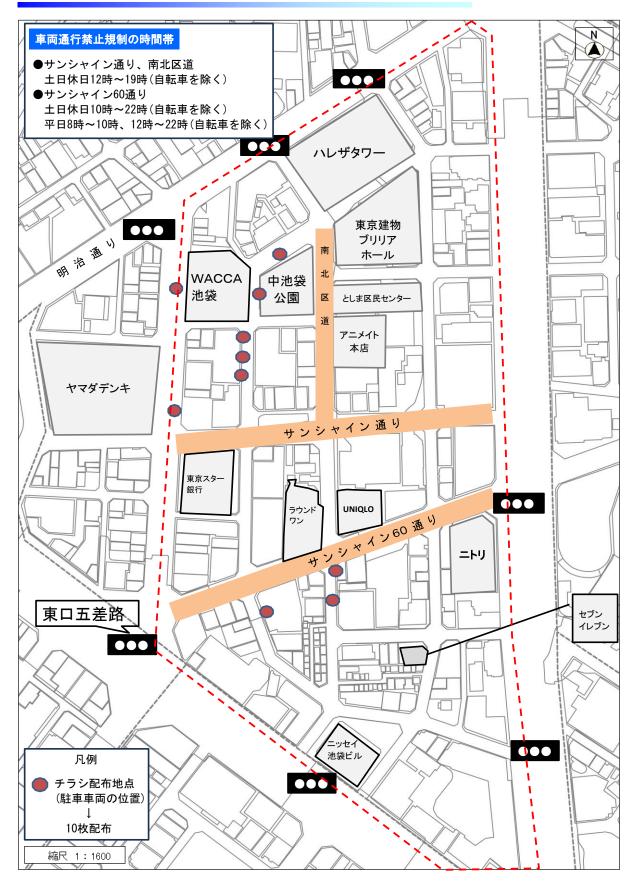
※裏面には、荷さばきルールの適用範囲の図を記載

2) 啓発活動の実施状況

● チラシ配布状況(11/18(土))



● チラシ配布状況 (11/25 (土))



(2)周知ポスター制作

●実施内容

荷さばきルールエリア内の地元の方や店舗の方への、ルール周知のため、新規にポスターを制作、配 布を実施

●告知時期

令和6年2月~

●告知方法

5つの商店会、3つの町内会へ配布、区掲示板2か所に掲示 ※サンシャイン通りのスターバックスの店頭でも掲出を実施



A4 判ポスター



3)環状5の1号線のPMへの横断幕設置の実施結果

1)実施概要

<横断幕設置の概要>

●実施目的と実施内容

環状 5 の 1 号線の貨物車用 PM (パーキング・メーター) に、乗用車の駐車を抑制する横断幕を設置し、乗用車の駐車を抑制した。なお、横断幕の設置箇所は、環状 5 の 1 号線のサンシャイン 60 通りとの交差点以北とした。

●実施日

実施日:2023年11月13日(月)~12月8日(金)

●**設置枚数** 10 枚



写真 横断幕の設置状況

図 横断幕のデザイン

<路上駐車調査の実施概要>

●調査目的

乗用車の駐車を抑制する横断幕の効果を確認するため、環状 5 の 1 号線の PM の駐車状況を、横断幕を設置している日と設置していない日で観測した。

●調査日及び調査時間

調 査 日:【横断幕設置前】2023 年 10 月 28 日(土) 【横断幕設置中】2023 年 11 月 18 日(土)

調査時間:8:00~20:00(12時間)

●観測項目

駐車開始・終了時刻/車種/ナンバープレート(地名、番号)/荷物の種類(荷さばき車両の場合)

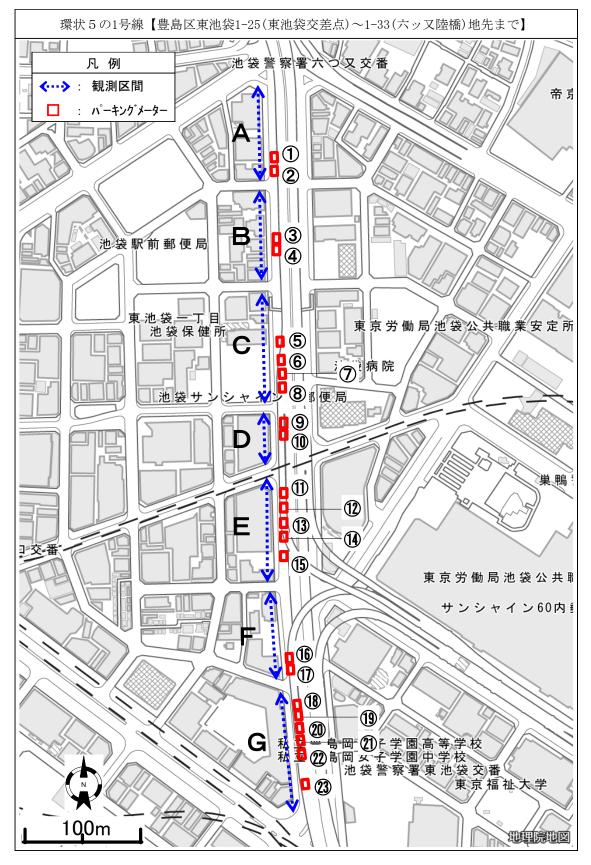


図 横断幕の設置箇所・駐車状況調査の範囲

2) 実施結果

<調査区間全体の駐車状況>

駐車車両総台数 啓発活動期間前:860 台/12h

啓発活動期間中: 850 台/12h

うち荷さばきを行っていた車両数 啓発活動期間前:134 台/12h (15.6%)

啓発活動期間中:115台/12h(13.5%)

啓発活動前	の駐車状況
-------	-------

	E> ±	荷捌き台数							
区間	駐車 台数	貨物車	貨物 以外	計	割合				
Α	36	8	1	9	25.0%				
В	112	18	8	26	23.2%				
С	196	24	8	32	16.3%				
D	119	15	9	24	20.2%				
A-D計	463	65	26	91	19.7%				
Е	175	12	13	25	14.3%				
F	146	6	1	7	4.8%				
G	76	9	2	11	14.5%				
E-G計	397	27	16	43	10.8%				
合計	860	92	42	134	15.6%				

啓発活動中の駐車状況

日元石刧十つ『二十八九										
	æ≥ ±	荷捌き台数								
区間	駐車 台数	貨物車	貨物 以外	計	割合					
Α	42	3	0	3	7.1%					
В	109	22	6	28	25.7%					
С	198	21	11	32	16.2%					
D	99	8	5	13	13.1%					
A-D計	448	54	22	76	17.0%					
E	162	8	16	24	14.8%					
F	134	2	0	2	1.5%					
G	106	12	1	13	12.3%					
E-G計	402	22	17	39	9.7%					
合計	850	76	39	115	13.5%					

<PM(パーキング・メーター)の駐車状況>

PM枠(23 枠)に駐車した車両総台数 P発活動期間前: 314 台/12h (36.5%)

啓発活動期間中: 297 台/12h (34.9%)

うちA-D区画計に駐車した車両数 啓発活動期間前:167台/12h(19.4%)

啓発活動期間中:133 台/12h(15.8%)

うちE-G区画計に駐車した車両数 啓発活動期間前:147 台/12h (17.1%)

啓発活動期間中:164台/12h(19.3%)

										R5年度	調査結果	Į							
			啓発活動前						啓発活動中										
区間	枠No.	^{々No.} PM枠 PM枠荷捌き台数			PM枠貨物車台数			PM枠 可別さ台数				ζ	PM枠貨物車台数						
		駐車 台数	貨物車	貨物 以外	計	割合	荷捌 利用	その 他	計	割合	駐車 台数	貨物車	貨物 以外	計	割合	荷捌 利用	その 他	計	割台
	1	12	3	0	3	25.0%	3	3	6	50.0%	12	1	0	1	8.3%	1	2	3	25.0
Α	2	9	2	1	3	33.3%	2	2	4	44.4%	10	0	0	0	0.0%	0	4	4	40.
	区間計	21	5	1	6	28.6%	5	5	10	47.6%	22	1	0	1	4.5%	1	6	7	31.
	3	14	2	0	2	14.3%	2	3	5	35.7%	14	0	0	0	0.0%	0	2	2	14.
В	4	16	1	1	2	12.5%	1	3	4	25.0%	11	2	1	3	27.3%	2	2	4	36.
	区間計	30	3	1	4	13.3%	3	6	9	30.0%	25	2	1	3	12.0%	2	4	6	24.
	⑤	26	6	0	6	23.1%	6	8	14	53.8%	14	1	0	1	7.1%	1	5	6	42.
	6	15	0	0	0	0.0%	0	4	4	26.7%	17	3	0	3	17.6%	3	3	6	35.
С	7	16	2	0	2	12.5%	2	5	7	43.8%	15	2	0	2	13.3%	2	5	7	46.
	8	16	3	0	3	18.8%	3	1	4	25.0%	14	1	0	1	7.1%	1	3	4	28.
	区間計	73	-11	0	11	15.1%	-11	18	29	39.7%	60	7	0	7	11.7%	7	16	23	38.
	9	19	3	1	4	21.1%	3	4	7	36.8%	6	0	0	0	0.0%	0	2	2	33.
D	10	24	5	0	5	20.8%	5	6	11	45.8%	20	3	0	3	15.0%	3	2	5	25.
	区間計	43	8	1	9	20.9%	8	10	18	41.9%	26	3	0	3	11.5%	3	4	7	26.
A-	-D計	167	27	3	30	18.0%	27	39	66	39.5%	133	13	1	14	10.5%	13	30	43	32.
	11)	14	1	0	1	7.1%	1	3	4	28.6%	14	1	0	1	7.1%	1	3	4	28.
	(12)	13	2	0	2	15.4%	2	1	3	23.1%	19	1	0	1	5.3%	1	5	6	31.
Е	13	19	3	0	3	15.8%	3	6	9	47.4%	13	2	0	2	15.4%	2	3	5	38.
_	(14)	15	0	1	1	6.7%	0	7	7	46.7%	7	0	1	1	14.3%	0	2	2	28.
	(15)	14	3	0	3	21.4%	3	3	6	42.9%	16	2	0	2	12.5%	2	2	4	25.
	区間計	75	9	1	10	13.3%	9	20	29	38.7%	69	6	1	7	10.1%	6	15	21	30.
	16	11	1	0	1	9.1%	1	3	4	36.4%	8	1	0	1	12.5%	1	1	2	25.
F	17)	10	2	0	2	20.0%	2	1	3	30.0%	11	0	0	0	0.0%	0	4	4	36.
	区間計	21	3	0	3	14.3%	3	4	7	33.3%	19	1	0	1	5.3%	1	5	6	31.
	18	10	- 1	0	1	10.0%	1	2	3	30.0%	14	2	0	2	14.3%	2	2	4	28.
	19	9	0	0	0	0.0%	0	1	1	11.1%	15	2	0	2	13.3%	2	2	4	26.
	20	7	0	0	0	0.0%	0	- 1	1	14.3%	9	1	0	1	11.1%	1	0	1	11.
G	21)	5	2	1	3	60.0%	2	0	2	40.0%	8	1	0	1	12.5%	1	0	1	12.
	22	11	1	0	1	9.1%	1	6	7	63.6%	16	2	1	3	18.8%	2	1	3	18.
	23	9	3	0	3	33.3%	3	3	6	66.7%	14	2	0	2	14.3%	2	4	6	42.
	区間計	51	7	1	8	15.7%	7	13	20	39.2%	76	10	1	11	14.5%	10	9	19	25.
E	-G計	147	19	2	21	14.3%	19	37	56	38.1%	164	17	2	19	11.6%	17	29	46	28.
ŕ	合計	314	46	5	51	16.2%	46	76	122	38.9%	297	30	3	33	11.1%	30	59	89	30.

<荷さばき車両の駐車状況>

PM枠(23 枠)を利用した荷捌き車両総台数 啓発活動期間前:51 台/12h(16.2%)

啓発活動期間中: 33 台/12h(11.1%)

うちA-D区画の荷捌き車両数 啓発活動期間前:30 台/12h(18.0%)

啓発活動期間中:14 台/12h(10.5%)

うちE-G区画の荷捌き車両数 啓発活動期間前:21 台/12h(14.3%)

啓発活動期間前:19台/12h(11.6%)

く貨物車両の駐車状況>

啓発活動期間中: 89 台/12h(30.1%)

うちA-D区画に駐車していた貨物車両数 啓発活動期間前:66 台/12h(39.5%)

啓発活動期間中: 43 台/12h(32.3%)

うちE-G区画に駐車していた貨物車両台数 P発活動期間前:56 台/12h(38.1%)

啓発活動期間中: 46 台/12h(28.2%)

く昨年度との比較>

- ・調査開始時(2021年)より、駐車マス内の駐車台数は増加傾向にある。
- ・貨物車の駐車割合は30%~40%であり、依然として半数以上は一般車による利用となっている。

		啓発活動前		啓発活動後					
	枠内駐車	枠内貨物	貨物車 利用率	枠内駐車	枠内貨物	貨物車 利用率			
2023	167	66	39.5%	133	43	32. 3%			
2022	133	49	36.8%	136	49	36.0%			
2021	98	34	34. 7%	127	28	22. 0%			

<環状5の1号線のPMへの横断幕設置結果のまとめ>

- ・本調査では、横断幕の設置による、貨物車用 PM への一般車駐車抑制に関する大きな効果は確認できなかった。
- ・貨物車用 PM の利用状況は、過年度と変わらず半数以上が一般車のため、継続した貨物車の利用促進に向けた施策の検討が望ましい

11

5. としま区民センター共同荷さばきスペースの利用状況

1)としま区民センター共同荷さばきスペース利用方法の変更

共同荷さばきスペースの利便性向上のため 2023 年7月1日より、下記の2点を変更</mark>した。

申請方法:

- ① 年1回から年4回に増加し、**3ヶ月ごとに利用申請**を行う。
- ② **オンライン申請が可能**となり、**申請フォームか郵送にて登録**する。

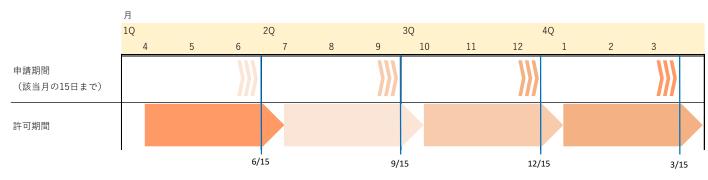


図 荷さばきルール 新申請サイクル イメージ図

2)共同荷さばきスペースの利用登録状況

- ・また、共同荷さばきスペースの利用登録数は、現時点で2社となっている 【※共同荷さばきスペースの利用には事前の申請、登録が必要】。
- ・利用登録申請状況は下表のとおりであり、 $12\sim13$ 時台および 16 時 30 分以降にまだ空きがある。

表 としま区民センター共同荷さばきスペースの利用登録状況

3)共同荷さばきスペースの利用状況の推移(グラフ)

- ・防犯カメラ録画データより、利用状況を確認した。結果は右表のとおりである。
- ・最近の利用状況は、平均で 2 日(土日)に 1~2 台程度である。ただし、直近では配送事業者の配送時間が変わったため、利用されていない状況。今後も継続的に利用状況調査を実施するとともに、利用者の意見も聞きつつ運用方法等を今後も検討していく。
- ・共同荷さばきスペース利用時の事故等はなく概ね適正に利用されている。
- ・申請時の利用枠が毎回利用されている訳ではない(交通事情等により申請時間内に到着できないことも 想定される)。



※ 上記のグラフは、調査を行った日のみをグラフ化したものである(次表の登録車両(○)を週単位で集計)

図 共同荷さばきスペースの利用状況の推移

表 令和5年度 共同荷捌きスペース利用状況調査結果

<令和5年度>

観測日			入庫時刻	出庫時刻	駐車時間	車種	荷物の種類	登録車両	
4月15日	±	1	13時52分	14時20分	28 分	貨物	食品	0	
		2	16時55分	17時02分	7 分	乗用車	荷物		
		3	17時09分	17時19分	10 分	乗用車	荷物		
4月16日	日	1	12時50分	13時07分	17 分	乗用車	荷物		
		2	14時02分	14時30分	28 分	貨物	食品	0	
		3	15時58分	16時00分	2 分	乗用車	荷物		
		4	16時22分	16時31分	9 分	乗用車	荷物		
		5	16時40分	17時15分	35 分	乗用車	荷物		
		6	16時54分	17時02分	8 分	乗用車	荷物		
5月20日	±	1	14時08分	14時38分	30 分	貨物	食品	0	
5月21日	H	1	12時54分	13時12分	18 分	貨物	荷物		
		2	13時15分	13時26分	11 分	貨物	荷物		
		3	14時04分	14時31分	27 分	貨物	食品	0	
		4	15時10分	15時17分	7 分	乗用車	荷物		
6月3日	±	1	14時00分	14時36分	36 分	貨物	食品	0	
			17時10分	17時19分	9 分	乗用車	荷物		
6月4日	日	1	14時07分	14時31分	24 分	貨物	食品	0	
			2	15時38分	15時49分	11 分	乗用車	荷物	
		3	16時34分	16時39分	5 分	乗用車	荷物		
6月24日	土	1	15時26分	16時17分	51 分	貨物	食品	0	
6月25日	日	1	15時16分	15時23分	7 分	乗用車	荷物		
		2	16時00分	16時05分	5 分	乗用車	荷物		
7月1日	土	1	15時34分	16時16分	42 分	貨物	食品	0	
7月2日	日	1	15時28分	16時07分	39 分	貨物	食品		
		2	15時54分	15時57分	3 分	乗用車	荷物		
2月3日	土	1	15時05分	15時11分	6 分	乗用	荷物		
2月4日	日	1	15時25分	15時28分	3 分	乗用	荷物		
2月18日	日	1	12時46分	13時03分	17 分	貨物	荷物		
		2	13時20分	13時42分	22 分	貨物	荷物		
		3	13時44分	14時05分	21 分	乗用	荷物		
		4	14時37分	14時40分	3 分	乗用	荷物		
		5	18時22分	18時30分	8 分	貨物	荷物		
		6	18時31分	18時43分	12 分	貨物	荷物		
3月3日	日	1	15時58分	16時00分	2 分	乗用	荷物		
3月10日	B	1	15時25分	15時32分	7 分	乗用	荷物		

6. 駐車場地域ルールの活用による共同荷さばきスペースの整備について

1)駐車場地域ルールについて

〈東京都駐車場条例と駐車場地域ルールについて〉

・東京都では、『東京都駐車場条例』において、原則として、建築物単位で一律の基準による駐車台数(駐車施設の附置義務)が定められている。しかし、地域によっては基準どおりに駐車施設を設けることが不合理な場合もある。このため、都条例による一律の基準ではない「地域ルールによる駐車施設附置義務」の特例が認められている。

<池袋地区駐車場地域ルールの目的と概要>(令和2年3月31日策定、施行)

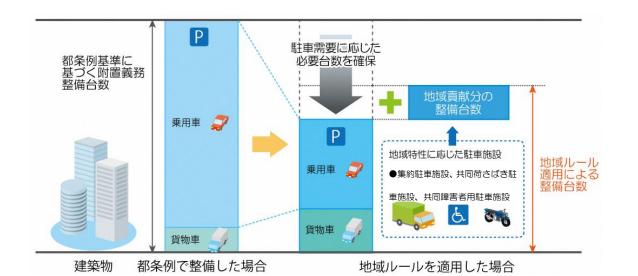
- ・池袋地区駐車場地域ルール(以下、「駐車場地域ルール」という)は、池袋地区における地域特性や、まちづくりの方向性、駐車施設の整備と活用に関わる課題等を踏まえ、地域住民等と豊島区が一体となって駐車施設の適切な確保と運用を図り、良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりを推進することを目的としている。
- ・池袋地区では、乗用車の駐車施設には余裕がある一方、貨物車の駐車施設は不足していることから、これを踏まえ、駐車場地域ルールでは、大規模開発等に合わせたフリンジ(集約)駐車場及び共同荷さばき駐車施設の整備の要請を掲げている。駐車場地域ルールにより附置義務台数を減免する場合は地域貢献としてこれらの整備を求めている。

2) 駐車場地域ルールによる民間施設への共同荷さばきスペースの整備とは

●駐車場地域ルールの適用を受ける場合は、地域貢献策の実施への協力に努めてもらうことになっている。

<地域貢献策のメニュー>

- ・地区の隔地の受け皿となるフリンジ(集約)駐車施設及び共同荷さばき駐車施設の整備
- ・周辺の貨物車の駐車需要を受け入れる共同荷さばき駐車施設の整備
- ・共同利用可能な障害者のための駐車施設及び二輪車用、自転車用など地域の駐車課題改善に資する駐車 施設の整備 等
- ・協力金の負担



3) 民間施設への共同荷さばきスペース整備の状況及び今後の対応方針

- ●駐車場地域ルールによる共同荷さばきスペース設置の計画が具体化している。
- ・上記を踏まえて、今後以下の事項を検討していくこととする。

<今後の検討項目>

- ・将来における共同荷さばきスペースの展開や方針(地域としての使い方等)を踏まえて民間施設で設置する共同荷さばきスペースの役割や使い方を整理する。
- ・民間が設置する共同荷さばきスペースとの協定事項を検討する(利用実績の報告や効果検証の実施等)。

< 大同荷さばきスペースとの協定事項(報告事項や実施してもらいたい事項)(案)>

- 施設概要の報告(荷さばきスペースのサイズ(配置図等)、荷さばき車両の経路、荷物を運ぶ際の経路(施設内⇒外)、利用可能車両(サイズ等)、利用可能日時、利用方法、利用料金など)
- 利用状況の報告

- 利用促進のための方策(広報活動など)
- 現状の課題と今後の改善策など
- 荷さばきルール運用協議会への参画要請

4) ロクマルゲート IKEBUKURO

●ロクマルゲート IKEBUKURO にて駐車場地域ルールによる共同荷さばきスペースが設置された。 施設概要は以下のとおり。

➢名称(所在地)

ロクマルゲート IKEBUKURO 共同荷さばきスペース(東京都豊島区東池袋一丁目 13 番地 6)

➢利用開始時期

令和6年2月1日より稼働中

※本スペースの利用ルール等を遵守すること。

≫入庫できる車両の寸法

・全長: MAX 5.500 mm ・ 全高: MAX 3.000 mm

・全幅: MAX 2,200 mm ・重量: MAX 6,500 kg (積載物品含む)

▶利用可能台数: 1 台 (地下 2 階)

≫問合わせ先

住商ビルマネージメント株式会社 電話番号:03-5144-4813(平日9時00分~17時30分)





7. 池袋駅東口地区における貨物車専用「駐車可」規制の試験実施について(案)

●現状と目的

- ・貨物車用パーキング・メーターにおいて、一般車両が駐車し、貨物車が利用できないなどの課題が発生 していた。
- ・そこで、「貨物車専用「駐車可」規制」へ変更することで、上記課題の解決が期待できるため、まずは 試験実施の上、効果を検証したい。

●実施概要

・実施内容

現に貨物の集配を行っている貨物車を利用できる車両とし、駐車を可能とする。 ※貨物集配中の貨物車に限る、駐車方法表示線内

・対象場所

以下2路線において実施

- ①グリーン大通り 東口五差路交差点~東池袋交差点までの間(両側)
- ②環状5の1号線 六ツ又陸橋交差点~東池袋交差点までの間(両側)

・実施期間

令和6年6月中旬 ~ 1年程度試験実施予定

●その他

- ・警視庁・豊島区・南北区道周辺荷さばきルール運用協議会が合同で実施予定
- ・パーキング・メーターの利用と異なり、手数料の支払いや駐車時間の制限がなくなるが、 1台でも多くの貨物車に利用していただくため、「20分以内の利用」をルールとする。

実施イメージ



出典:警視庁ホームページ

<u>対象場所</u>



出典:南北区道周辺荷さばきルール(一部加工)